

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>		
要望項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費税法第8条に基づき、輸出品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p>・ 特例措置の内容 現在、一般物品・消耗品それぞれについて、最低購入金額（税抜 5,000 円以上）を満たす必要があるところ、一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、免税販売の購入金額の判定に際し、一般物品と消耗品の合算を認める措置を講ずる。 〈経済産業省との共同要望〉</p>		
関係条文	<p>消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性を向上し、地方も含めた消費税免税店数の更なる増加と外国人旅行消費額のより一層の拡大を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成26年10月の免税対象品目拡大、平成27年4月の免税手続カウンター制度導入、平成28年5月の免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより全国に消費税免税店が拡大しているところ、本措置を講ずることにより、外国人旅行者の利便性向上に繋げ、地方も含めた消費税免税店数の更なる増加及び外国人旅行消費額のより一層の拡大を図っていく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	32—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する
	政策の達成目標	「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 平成32年8兆円、平成42年15兆円 ・地方における消費税免税店数 平成30年に2万店規模へ増加させる
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 平成32年8兆円、平成42年15兆円 ・地方における消費税免税店数 平成30年に2万店規模へ増加させる
	政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 平成28年：3兆7,476億円（前年比7.8%増で過去最高） ・地方における消費税免税店数 平成29年4月1日時点15,601店（全国で40,532店）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望が措置されることによって、外国人旅行者にとって免税対象の判定が容易になる結果、外国人旅行者の利便性向上につながり、もって外国人旅行消費額の拡大が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外国人旅行者の利便性を向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費額のより一層の拡大を図るためには、消費税法令に規定された免税手続きに関して、本措置を講ずることが妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年 : 18,779 店 (平成 27 年 4 月 1 日時点) 平成 27 年 : 35,202 店 (平成 28 年 4 月 1 日時点) 平成 28 年 : 40,532 店 (平成 29 年 4 月 1 日時点)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>○免税対象品目の拡大・手続簡素化 (平成 26 年 10 月開始) 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。</p> <p>○免税手続カウンター制度の開始 (平成 27 年 4 月開始) 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続の負担が大幅に軽減された。</p> <p>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ (平成 28 年 5 月開始) 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>・訪日外国人旅行消費額 (「日本再興戦略」改定 2015、観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015) 平成 26 年 : 2.0 兆円→2000 万人が訪れた年に 4 兆円</p> <p>・地方における消費税免税店数 (「日本再興戦略」改定 2015、観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015) 平成 26 年 : 6,554 店 →平成 29 年に 12,000 店規模、平成 32 年 : 20,000 店規模</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>・訪日外国人旅行消費額 平成 24 年に「平成 28 年に 3 兆円」とする目標を設定し、施策を講じてきたところである。平成 28 年は 3.7 兆円となり、この目標を達成した。さらなる高みを目指すため、「平成 32 年に 8 兆円」とする目標を新たに設定し、目標に向け順調に推移している。</p> <p>・地方における消費税免税店数 地方の免税店数は平成 28 年 10 月で「14,827 店」となっており、「平成 29 年に 12,000 店」という KPI を達成。 さらに、「2020 年 20,000 店」という KPI 達成に向けたペース (平成 28 年 10 月で 9,916 店) を上回った。 平成 28 年 3 月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方の免税店数を平成 30 年に 20,000 店へと KPI を引き上げた。</p>
<p>ページ</p>	<p>32—3</p>

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度拡充 「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免税対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件のもと、全ての品目を免税対象品目とする。 ○ 免税手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。 <p>平成 27 年度拡充 「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街等）」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 <p>平成 28 年度拡充 「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化等を行う。
------------------	--